

## シンガポールにおける歯科医療従事者に関する調査

研究協力者 古川清香 東京医科歯科大学 健康推進歯学分野 助教  
研究協力者 浦岡有里 東京医科歯科大学 健康推進歯学分野 大学院生  
研究協力者 佐藤茉莉恵 東京医科歯科大学 健康推進歯学分野 大学院生  
研究代表者 川口陽子 東京医科歯科大学 健康推進歯学分野 教授

### 研究要旨

シンガポールにおける歯科保健医療従事者の養成および登録に関し、既存資料による調査と現地調査を行った。シンガポールでは、歯科医師の養成は、唯一の歯学部であるシンガポール国立大学にて4年間で行われていた。シンガポールの歯科医師登録は、正規、仮、一時登録の3つの歯科医師登録があり、それぞれの登録区分により治療可能な領域が決められていた。このシステムにより、卒後間もない歯科医師や、国外で学位を得た歯科医師がシンガポールで歯科治療を行う場合に、その歯科医師の経験に見合う診療内容を指導医のもとでの治療を行うこととなり、質の高い安全な歯科医療を国民に提供されることを担保していると考えられた。

今後の国際化の進展により、日本の歯科医師が海外で歯科医療を行ったり、外国で免許を取得した歯科医師が日本で歯科医療を提供したりすることが日常的に行われる日も近いであろう。異なる教育や経験の背景を持つ歯科医師が増えることを考慮し、歯科医療の質を保証するための制度として、シンガポールの歯科医師の登録制度や更新制度は、今後、日本においても参考になると考えられた。

### A. 研究目的

シンガポールは、国の面積は狭く、人口は少ないが、アジアにおいて一人当たり名目GDPが最も高い国であり、社会経済的にアジア諸国に大きな影響力をもっている。歯科保健分野においても、アジア各国に大きな影響力を及ぼしている。

そこで、本研究ではシンガポールの歯科保健従事者に関する調査を行った。調査の目的は、今後、我が国の歯科保健政策を推進する上で参考とできる点を明らかにすることである。

Polytechnic のホームページからの歯科保健医療従事者に関する資料を得た。また、平成24年6月24日～28日までシンガポールを訪問し、新たな口腔保健関連資料の入手、日本で得た情報の確認、口腔保健活動の現場視察を行い、歯科関係者との討議を行った。

なお、訪問先は、Health Promotion Board、School Dental Centre、IT Dental Service（民間歯科診療所）である。また、保健省の歯科医師とのディスカッションを行うことができた。

### B. 研究方法

日本において、シンガポール保健省1）、シンガポール歯科医師会2）、シンガポール大学、Nanyang

（倫理面への配慮）

本研究ではシンガポールにおいて、すでに公表されている既存のデータを用いており、倫理上の

問題はない。

## C. 結果

### 1. 歯科医療従事者の養成と登録

#### 1) 歯科医師

##### (1) 学部教育

シンガポール国立大学が全日制で歯科の学位を取得するコースがある唯一の機関で、4年間で歯学の講義と実習を学ぶ。最初の2年間で臨床に必要な基礎科学の知識を取得し、臨床研修の準備段階の研修を行い、3年目以降口腔内や歯の疾患を学び、患者の管理と治療を行う。

##### (2) 研修医制度

研修医制度はないが、歯科医の登録において、正規登録歯科医になるためには2年間の指導医の基での診療が必要である。

##### (3) 生涯教育制度

知識の基盤の増加により、医療従事者は継続的に技術を更新することが重要である。医療の質への尽力として、歯科医師免許更新に生涯学習が必須とされている。

##### (4) 歯科医師登録制度

シンガポールの歯科医師は、歯科大学を卒業した歯科医師（第1区分歯科医師）と、1950年以前からの既得権をもつ正式な資格をもたない歯科医師や過去のデンタルセラピスト（第2区分歯科医師）の2つに区分されて歯科医師登録が行われている。

歯科医師の登録には、正規登録、条件付き登録、仮登録の分類があり、その分類により歯科医療従事者の制限がある。この分類は、非正規登録（条件付きおよび仮登録）歯科医師について、安全な歯科医療基準への対策と国民の安全のために、それぞれの資格や経験に見合った歯科診療の制限を行うものである。

正規登録歯科医師はシンガポール全土で独立した歯科治療が可能である。条件付き登録歯科医は、正規登録している歯科医師の指導の下で通常2年間の一定期間、条件付きで登録された旨の仕事を行い、その研修期間の終了後に正規登録歯科医師の申請を行うことができる。なお、条件付き登録歯科医師の指導にあたる正規登録歯科医は、Dental council に半年に1度の指導報告書を提出する。仮登録は、特別な技術を習得している歯科医師等に登録が許可され、短期間シンガポールにおいて診療に従事するが可能である。

##### (5) 更新制度

登録歯科医師は2年に一度の更新が必要である。診療資格の更新料は、1年毎に300S\$（2012年価格変更）である。

表1 歯科医師免許更新のための活動と単位

| 分類                          | 活動内容  | 単位                                |
|-----------------------------|---|-----------------------------------|
| 1A<br>(上限:2年間で10単位)         | 地域での講習会<br>講習・チュートリアルセッション<br>院内セミナー        | 参加者:1時間1単位<br>演者:1時間1単位           |
| 1B(国内)                      | 学会<br>講義<br>会議<br>セミナー<br>シンポジウム<br>ワークショップ | 参加者:1時間1単位<br>発表者:1時間2単位          |
| 1C(海外)                      | 1Bと同じ                                       | 1Bと同じ                             |
| 2(出版・執筆活動)<br>(上限:2年間で40単位) | 雑誌への投稿<br>教本執筆<br>E-learning program        | 第一著者:10単位<br>共著者:5単位<br>レビュー者:2単位 |
| 3A<br>(上限:2年間で20単位)         | 論文を読む<br>視覚教材での自己学習<br>オンラインプログラム(非認可)      | 1論文:1単位                           |
| 3B                          | 認定単位取得のためのコース<br>オンラインプログラム(認可)             | 1単位:1講座もしくはコースにより定められている          |

また、更新のためには、生涯学習が必須であり、海外での講習会や論文、教科書の執筆、オンラインでの自己学習などにそれぞれ単位がある。表1に、単位取得のための具体的な活動内容を示す。

必要単位は講座やコース等の主催者から証明された単位が50単位、非証明単位が20単位の計70単位が必要である。なお、証明された単位は、単位分類の1A、1B、1C、2、3Bから得られ、非証明単位は自己学習の3Aから得られる。

また、全単位の歯科医師は歯科の専門領域からの単位が全体の 20%必須となっている。

#### (6) 専門医養成

歯科の専門医とは、特定の専門分野において高い教育と研修を積んだ者である。専門医と認められるには、専門分野での数年以上の診療経験が必要である。専門医には、歯内療法、口腔外科、矯正、小児歯科、歯周病、補綴の 6 つの分野がある。専門医の登録には、審美やインプラントなどの専門外の研修は必須ではない。

#### (7) 国外の学位をもつ歯科医のための資格試験

シンガポールではシンガポール大学以外に歯学部がない。国外の大学を卒業した歯科医への資格試験が、シンガポールでの歯科医師免許を得るためには、資格試験を受験する必要がある。

資格試験の受験申請には、

就業先の内定

シンガポール国民、あるいは配偶者や子供がシンガポール国民、

シンガポールの歯科の学士や Dental council が認める学士と同等の歯学の学位を有する

高度な資格を有する

のうち、かつ から のいずれかを満たす必要がある。試験は英語で実施され、受験費用は 2000S\$ である。

#### 2) オラルヘルスセラピスト

シンガポールのオラルヘルスセラピストは、デンタルセラピストの行う健康教育や予防処置に加えて、スケーリングなどの歯周病の予防を行うことができる。現在、Nanyang Polytechnic で 3 年間のコースを経て資格の取得ができる。

オラルヘルスセラピストにも更新制度がある。

#### 3) 歯科技工士

歯科技工士に関しては公表されている情報がな

く、実態は不明であった。

#### 4) 歯科助手

歯科助手には特に資格の必要がなく、実態は不明であった。なお、訪問先の個人歯科診療所にて、ミャンマーから移住してきたミャンマー歯科医師が受付および歯科助手として勤務していた。

### 2. 歯科医療従事者の種類と労働人口

#### 1) 歯科医師

シンガポールの歯科医師は、歯科大学を卒業した歯科医師（第 1 区分歯科医師）と、1950 年以前からの既得権をもつ正式な資格をもたない歯科医師や過去のデンタルセラピスト（第 2 区分歯科医師）の 2 つに区分されて歯科医師登が行われている。本調査では、歯科大学を卒業した歯科医師について報告する。

シンガポール保健省（2010 年）によると、歯科医師の人口比は 1:3,370、人口 1000 人対歯科医師数（2010 年）は 0.3 である。歯科医師数（第 1 区分）は、民間部署への勤務（民間の歯科診療所勤務者）が 1021 名、公的部署（公立病院やシンガポール大学）が 339 名、診療に従事していない者が 146 名である（表 2）。歯科医師全体の 68% が民間機関で勤務している。

表 2. シンガポールにおける歯科医師数

|                 | 2008 年  | 2009 年  | 2010 年  |
|-----------------|---------|---------|---------|
| 総歯科医師数          | 1,414   | 1,463   | 1,506   |
| 公的機関勤務          | 310     | 311     | 339     |
| 民間勤務            | 932     | 997     | 1021    |
| 診療非従事者          | 172     | 155     | 146     |
| 歯科医師の人口比        | 1:3,420 | 1:3,410 | 1:3,370 |
| 1000 人当たりの歯科医師数 | 0.3     | 0.3     | 0.3     |

#### 2) 専門医

専門医には、歯内療法、口腔外科、矯正、小児歯科、歯周病、補綴の 6 つの分野がある。それぞ

れの専門医の人数は不明であった。

### 3) 歯科補助職

#### (1) オラルヘルスセラピスト

オラルセラピストは、現在 264 名であり、オラルヘルスセラピストは、現在、公的機関で働く者が 213 名、民間機関で働く者が 40 名、診療に従事していない者が 9 名、ボランティア機関 1 名、不明 1 名である。

#### (2) 歯科技工士数

不明

#### (3) 歯科助手数

不明

## D. 考察

本研究ではシンガポールの歯科医療従事者に関する調査を行った。現在の歯科医師数は 1,506 名である。新規の歯科医師の登録は、シンガポール国立大学の卒業生および他国で教育を受けた歯科医師で、その数は 35 名程度である。歯科衛生士の専門職はなく、オラルヘルスセラピストが現在 264 名いる。

シンガポールの歯学教育は、歯科医師 4 年、オラルヘルスセラピストは 3 年のコースで行われている。歯科衛生士の教育コースはない。シンガポールには歯学部が 1 つ、オラルヘルスセラピストの専門学校も 1 つのみである。

シンガポールでは歯科医師の質を確保するために、歯科医師登録の際に、正規登録の他に仮登録、条件付き登録といった分類により歯科医療行為の制限を行っていた。また、2 年ごとに研修を受けて更新する必要がある。

日本においては、29 校の歯科大学（歯学部）で歯科医師を養成しているが、その質を確保するために国家試験や CBT や OSCE、コアカリキュラムの作成が行われている。一方、免許を取得した歯科医師のその後の研修制度は、歯科医師会や歯科関

連企業などによる講習プログラムが多数あり、個人が参加することで研修を行っているが、国の制度として義務化はされていない。

今後の国際化の進展により、日本人が外国で診療を行うことや、外国で免許を取得した歯科医師が日本で診療を行うことが可能になることが考えられる。外国で修練した歯科医師が日本で歯科医療を提供する際には、歯科医師の質を確保する制度として、現在シンガポールで行われている歯科医師の登録分類や更新制度は多いに参考となると考えられた。

## E. 結論

本研究ではシンガポールの歯科医療従事者に関する調査を行った。シンガポールでは歯科医師の質を確保するための歯科医師登録を区分し、また、2 年ごとの更新制度を有していた。現在、シンガポールで行われている歯科医師の登録分類や更新制度は、今後、日本においても参考とすることができると考えられた。

## F. 健康危険情報

なし

## G. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

## H. 知的財産権の出願・登録状況

なし